

目 次
第1号（2月17日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第2号議案	4
町長提出第3号議案	7
町長提出第4号議案	13
町長提出第5号議案	15
町長提出第6号議案	16
町長提出第7号議案	20
町長提出第8号議案	23
閉 会	24
署 名	25

津和野町告示第5号

平成27年第2回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成27年2月12日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成27年2月17日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宏文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君

板垣 敬司君

沖田 守君

○応招しなかった議員

平成 27 年 第 2 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 27 年 2 月 17 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 27 年 2 月 17 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提出第 2 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 町長提出第 3 号議案 和解について
- 日程第 5 町長提出第 4 号議案 平成 25 年災第 262 号木尾谷川河川災害復旧工
事他 1 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 5 号議案 平成 25 年災第 316 号戸谷線道路災害復旧工
事他 5 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 6 号議案 平成 26 年度津和野町地域食材供給施設改装工
事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 7 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 9 町長提出第 8 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 8 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提出第 2 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 町長提出第 3 号議案 和解について
- 日程第 5 町長提出第 4 号議案 平成 25 年災第 262 号木尾谷川河川災害復旧工
事他 1 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 5 号議案 平成 25 年災第 316 号戸谷線道路災害復旧工
事他 5 件合冊工事請負変更契約の締結について

日程第7 町長提出第6号議案 平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事
請負変更契約の締結について

日程第8 町長提出第7号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて

日程第9 町長提出第8号議案 平成26年度津和野町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(12名)

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宥文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開会

○議長(沖田 守君) おはようございます。春とは名ばかり、まだまだ寒い日が続いておりますが、きょうは何とか穏やかな一日のようであります。

本日は、平成27年第2回津和野町臨時会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでお出かけをいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第2号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第2号津和野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございました。

今臨時議会に提案をいたします案件は、人事案件1件、和解案件1件、契約案件3件、条例案件1件、補正予算案件1件の合計7案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第2号津和野町教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

教育委員としてお願いいたしますのは、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ551番地8、氏名、世良清美、生年月日、昭和34年2月12日、現在56歳でございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの議員数は、議長を除く11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人、8番、
御手洗剛君、7番、寺戸昌子君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案の賛成の方は「賛成」、反対
の方は「反対」と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において賛否を
表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対
とみなすことになっております。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。8番、御手洗剛君、7番、寺戸昌子君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。その
うち賛成7票、反対4票であります。反対票の中に白票1票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、この選任は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第4. 議案第3号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第3号和解についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第3号でございますが、和解について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第3号を御説明いたします。

この案件は感染症外来建設事業損害賠償請求控訴事件につきまして、広島高等裁判所松江支部からの和解提示に応ずるものでございます。

内容についてでございますが、和解の相手方につきましては、第一審の原告であります。

次に、和解条項であります。1、一審被告は、一審原告に対し、本件損害賠償金として金220万円の支払い義務があることを認める。2、一審被告は、一審原告に対し、平成27年3月16日限り、一審原告の指定する口座に振り込んで支払う方法により支払う。3、一審原告は、その余の請求を放棄する。4、一審原告と一審被告は、一審原告と一審被告との間には、本件につき、本書面に定めるもののほかに何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。5、訴訟費用は、一審、二審を通じて、各自の負担とする、であります。

めくっていただきまして、2ページのほうに事業の概要並びにこれまでの裁判経過等参考資料として添付しております。

説明につきましては、以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この資料によりますと、第一審におきましては、もともとこの件は、私、この議場に登るまで——町民でありましたけど——、どうしてそういう裁判沙汰になったのかと、そういうことで非常に町民としましては何とか和解をしまして、その相手方も町民でありますので、穏やかに済ましたほうがいいんじゃないかというような話がありました。仕方なく、それは原告は、相手方が、見ますと

訴訟提起ということですので、それは応訴しなけりゃいけないだろうと、そういうことで町のほうも裁判に踏み切ったと思います。

それで、第一審におきましては、結論的に、これは判決内容が、同じ和解金額でも156万円そのほかこう書いております。それから、このたびの第二審の結論におきましては220万円と、そうしますと同じ和解で、いろいろな理由があったと思います。第一審におきまして和解をしてれば156万と、そのほかもろもろが書いてありますが、済んでると思うんですけど、このたびの掲載220万ということになりますと70万ちょっとですか、そのほかもろもろ、ここに記載されている金額だけでそういうことだと。それから、裁判費用は一審におきまして終わってれば、二審に恐らくかかっている費用がまたあると思うんで、同じ和解なら一審で済ませれば、その分だけ税金の使用が安くついたのではないかと、単純にそういうふう思うわけです。

で、ここら辺のところを、どうして一審で和解できずに、二審においてこういうふうにしたのかと、ここら辺は恐らく相手方も、それから町のほうもいろいろ言い分があったんだと思います。で、納得いく限り裁判してみようというふうだったんだと思いますけども、結論が出ていますので、一応そこら辺をわかりやすく、ちょっと説明していただければ幸いです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 御質問の件でございますが、一審で156万並びに23年4月15日からの年5分という割合の、これは判決でありまして、和解ではありません。今回の案件につきましては裁判所からの和解提案でございますが、この差はちょっと説明はできないんですけども、同じ和解であれば差を比較できるんですが、一審のほうは判決、二審のほうは和解ということでございます。

これまでも、一審のときの控訴理由として説明してきておりましたが、町として判決の内容の金額の大小でなく、議員並びに町民の方に説明ができる内容の判決であれば受けるということでありましたが、一審の内容がちょっとわかりにくい内容でありましたので、その辺で控訴したという形でありまして、今回は和解という形の対応をとったわけでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 関連ですが、その一審の控訴した理由っていうものがあつたと思うんですけども、今、同僚議員の質問にありましたように、その金額が上がったということで和解が成ると。もろもろ個人のかかわる問題ですから出せないこともあるとは思いますが、しかしながら、我々もこの議決に際して、一審では156万円の判決があつて、220万円で和解をするといった場合に、どのような形で町民に説明をすればいいのかというのがあるんです。一審の控訴した理由っていうのが、この二審で解決できたのか。

それと、これまで長い年月費やしてきたわけなんですけれども、今、同僚議員の質問にありましたように、どれぐらいのいわゆる職員を使用し、どれぐらいの費用がかかってきたのかっていうことも町として負っていると思います。それを今回の和解に当たって220万円の支払い、それとこれまで職員がどれだけ時間を費やしてきたか、中でもこの支払いの財源は何で対応するのか、そして町として責任はどのようにとるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 一番最初の質問でございますけれども、先ほども御説明しましたけれども、一審の場合は、議員なり町民の方に説明できない内容であったということで控訴したわけでございますが、その折には、本来、町として今まで言ってきたておりました証拠書類的なものであれば認めざるを得ないということでありましたが、一審の判決の中では、248条、説明はできないけれども損害として認められた部分がありました。そういったことで町とすれば受けるわけにはいかなかったと。

今回、和解ですけれども、ある程度、原告と被告との間に立った裁判所の和解提案でございますので、町とすれば、この金額というようなはっきりしたことは言えませんが、これまで町として根拠が明らかでないものが、これまで第二審の中の口頭弁論等の中である程度裁判所の示される内容的なもの、それがこのたびの和解案では、損害が発生した部分の、ある程度証拠により明らかにされているではないかというような内容の中で和解に至ったわけでございます。

その内容としましては、裁判所が、これまでは町とすれば、一審でも逸失利益的なものは、金額的なものは一審では示されてなかったわけですが、二審の広島高裁のほうでは、町として工事の変更契約をやっております、その際に土地の位置が変わったと、施行場所が変わったということで、これにつきましては、契約としては別物であるというような判断を下されております。この辺につきましては認めざるを得ないかなというような形でございます。

そのほか、ある程度これまでの物的証拠であります雇用契約であるとか印紙、それから図面等の実際に物的証拠的なものを、ある程度金額として計上されたのではないかというような中で、和解に応じるという判断をとっております。

二審につきまして、これまで松江の裁判所のほうでやっておりますので職員の出張旅費とかありますけれども、この経費につきましては約3万9,000円程度の出費をしております。

それから、一審につきまして、弁護士さん等々の旅費並びに裁判にかかわる印紙代とか郵券料等含めると17万程度かかっております。一審につきましては、益田の裁判所のほうでありましたので職員の出張旅費等はかかっておりません。

ということで、一審二審を通しての職員の経費とすれば、11万4,000円程度の職員経費を費やしております。財源につきましては一般財源です。

○議長（沖田 守君） いいですか。もう一回質問して。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） これで和解をするということに当たって、いわゆる津和野町として過失といたしますか、原告に対して和解で220万円を支払うと、一般財源から支払うということに対して、津和野町としての責任はどう感じているのかという質問が、まだ返ってきておりません。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回こうして裁判をやりまして、そして一般財源を使うということで、本来なら必要でない税金を使わなければならないということでございまして、これは本当に町民の皆さんに対して大変に申しわけないことだというふうに責任を感じているところでございます。

伴いまして、きょう、後ほどの議案で上程をさせていただいておりますけれども、我々の責任といたしまして、私町長の給与を、現在、通常のカット分ということで10%カットさせていただいたところでありまして、そこに15%上乗せをさせていただいて、本日25%の給与カットの御提案をお願いをさせていただいているという形でございます。これは1カ月の予定でございます。

それから、当時の担当職員でございますけれども、担当課長等は退職をしておらないという状況でございます。担当職員については、また今後、懲罰委員会等開催をして、具体的なそうした責任ということをあらわす形のものを決意をしていきたいと。現在そこまで至っておりませんので、本日は私の給与カットということをご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変、この件につきましても長い年月がかかってきたわけでありまして、平成22年3月26日にこれが契約されまして、ようやく23年度の3月25日に完成したということであるわけでございますが、この間いろいろな問題点が起きて、こういった裁判沙汰に発展したわけでありまして。建設場所が二転三転したその経緯、また計画段階での協議不足、当然、当初設計の対応の甘さがこういったことを招いたと私は思っておりますが、入札後、工事が着工できなかった状況にあったのは間違いのないわけでありまして。町は業者に対して建設用地の確保が決定していない現実での説明不足、また工事の中止の手續等をされるべきではなかったのかというふうに、信義誠実の原則に反してはいなかったのか、大いに反省点があるというふうなこの件であります。

町のほうは材料費等の積極損害以外の部分補償費、これは工事請負契約の約款第48条で請負業者に責任がある場合に発注者が責任がある場合と同様、違約金は請負金額の10%ということになっておりまして、この工事が1,622万3,000円の契約であったので、10%ということで160万2,000円が払われることになったわけでありまして、材料費等の積極損害はさらに出てくると思っておりますが、積極損害以外の逸失利

益ですか、業者にすれば当然利益が得られたというふうな解釈をされておるわけですが、一審で裁判所が156万円の支払いを下されております。そのときに、町のほうは明細の不明瞭なところがあるということで不服として控訴をされたわけで、今回は和解案が提出されたわけでありましたが、いよいよこれが最後になろうと思っておりますが、先ほども同僚議員が質問しておりましたが、裁判費用の町の側としては4分の1が、たしか裁判の訴訟費用が要ると思われませんが、裁判費用は実際にどのぐらいになっておるのか。弁護士料、職員の費用は先ほど同僚議員に申されたので質問はいたしません、総金額は一体、町のほうで何ぼ経費が要るのか。

そしてもう一点、大変、私わからないのでお尋ねをするんですが、材料費等の積極損害以外の補償費が156万というわけでありましたが、そうしますと、この220万から引いた64万円は何に該当するんである、利子分であるのか、損失補償か、損害賠償か。逸失利益というのは、この和解金の中にはないと思うんですが、何に該当するのか、この点がわかりませんので、その御説明をいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 一審二審通しての経費でございますが、今回の和解ということになれば、先ほども和解条項の中に入っておりますけれども、損害賠償金220万、それからこれまで一審二審での職員並びに弁護士さんの経費等が32万3,000円程度です。それから、裁判が終われば弁護士の報酬、支払われますので21万5,000円ぐらいです。合計とすれば、裁判全てにかかった費用とすれば321万1,000円程度になると思われまして。

それから、先ほど220万の内訳的な御質問でありましたが、逸失利益的なものは含まれてないというお話でしたが、基本的には、高裁のほうで示されておるものは、先ほども言いましたが場所が変わった、工期が変わったということで、これにつきましては別契約と。もし別契約であれば、本来、業者さんがそれを請け負っていた場合に10%程度の、これまでの実績等を踏まえると、利益があったんではないかと、そういったことを考えると工事金の10%ということで160万程度の損害はということで裁判所のほうの説明をいただいております。

そのほかにつきましては、先ほども言いましたように印紙であるとか、これまでの契約書等々の実際的な証拠書類に基づいた金額等が残りの60万程度で算定されているんではないかと津和野町として考えるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3号和解については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第4号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第4号平成25年災第262号木尾谷川河川災害復旧工事他1件合冊工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第4号でございますが、平成25年災第262号木尾谷川河川災害復旧工事他1件合冊工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第4号について御説明をさせていただきます。

5,000万円以上の工事でございますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議案として提出しております。

契約の目的でございますが、平成25年災第262号木尾谷川河川災害復旧工事他1件合冊工事、契約の方法、随意契約、契約の金額5,274万3,960円、変更前の金額6,006万2,940円、変更額731万8,980円の減額でございます。契約の相手方としては、津和野町青原152番地、有限会社平野建設でございます。

1枚はぐっていただきまして、変更契約書をつけてございます。そして、その次のページに参考資料ということでつけておりますが、当初の契約については、昨年3月の26日の最終日、追加議案として承認をいただいております。議案番号としては60号になりますが、その内容が当初の概要でございます。

今回、具体的に変更する理由でございますが、残土処理場の場所が変わったというふうなことでございまして、当初、日浦の耕田内美線のところの残土処理場を候補として挙げておりました。それが、場所的に徳次のほうで残土処理場の確保ができたということで、運搬距離が35キロから4キロまでに減ったということが大きいものでございます。ざっと、これで720万ぐらい減額になりました。それと、そのほかの雑工事で100万円の増額、それと消費税の関係で5%から8%に変更になりまして、これが約1

00万円の増額ということで、最終的には残土運搬の距離の減少による金額の残部分が、今回の変更の金額になったというものでございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成25年災第262号木尾谷川河川災害復旧工事他1件合冊工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第5号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第5号平成25年災第316号戸谷線道路災害復旧工事他5件合冊工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第5号平成25年災第316号戸谷線道路災害復旧工事他5件合冊工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第5号を御説明をいたします。

契約の目的でございますが、平成25年災第316号戸谷線道路災害復旧工事他5件合冊工事、契約の方法、随意契約、契約の金額7,218万7,200円、契約前の金額6,745万950円、変更額473万6,250円、契約の相手方、津和野町灌元58番地1、株式会社日成建設でございます。

次のページのところへ仮契約をつけております。それから、次のページのところに当初の契約の概要と今回の契約の概要をつけております。

この戸谷線の関係の承認は、先ほどの議案第4号と同じように昨年の3月26日、議案第62号として御承認をいただいたものでございます。査定の件数としては6件ございまして、それを一つの合冊工事として発注をしておるものでございます。

変更理由でございますが、推定岩盤線の変更に伴うブロック積み工の増というふうなことでございます。裏に地図がつけておりますが、場所的には3カ所ございまして、ここでブロックの面積及びブロックの基礎工事の延長が変わったというものでございます。それから、消費税の5%から8%へ変更になったということで増になっております。減の理由としては、残土処理場の変更に伴う残土運搬距離の減ということで、先ほどと同じように耕田内美線の残土処理場を当面予定をしておりましたが、田二穂虹ヶ谷の蕪坂線のところを残土処理に使ったということになります。当初、工事現場から49.5キロのものが6.5キロになったということでございます。

金額的などころでございますが、ブロック積み工、基礎工の関係で360万円ばかりの増額、消費税の関係で211万円ばかりの増額、合わせて656万円程度の増額でございます。減額の要素としては、残土運搬の距離が減少したというふうなことでございまして、182万円ばかりの減額というふうなことで、合わせて473万6,250円の減額になったというものでございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成25年災第316号戸谷線道路災害復旧工事他5件合冊工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第6号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第6号平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第6号でございますが、平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第6号につきまして説明をさせていただきます。

1、契約の目的、平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事、2、契約の方法、随意契約、3、契約の金額1億2,512万5,560円、変更前の金額1億2,204万円、変更額308万5,560円、4、契約の相手方、津和野町日原262番地、堀建設株式会社でございます。

めくっていただきまして、資料1に仮契約書の写しをつけております。

それから、資料2のほうに工事箇所の図面をつけておりますが、この中で特産品展示販売施設というのが矢印がしておりますが、これは後ほど図面において説明をさせていただきます。それから、地域食材供給施設の改装につきましては、事務所部分の天井の設計のほうの変更ということであります。

それでは、1枚めくっていただきまして資料3のほうに、特産品展示販売施設のほうにリーチインショーケースを新設するというものを変更設計のほうで組み込んでおります。この冷凍の陳列ケースにつきましては、当初設計で組み入れておきたかったわけではございますが、予算のほうがやりくりができないということで、当初設計からは外しておりました。それで、入札減等がありまして、これの導入ができるということで、これを導入する形での変更契約という形をとらせていただいております。このリーチインショーケースの大きさは幅が2メートル10センチ、奥行きが85センチ、高さが2メートル14センチあるものでございます。これは外形の大きさであります。

それから、資料4のほうでございますが、これは地域食材供給施設の入り口に事務所を配置した設計となっておりますが、これが約17平米ございますが、17平米の事務所の上部は吹き抜けで設計をしておりました。しかし、このような寒い時期、それから暑い時期につきましては冷暖房の経費がかかり過ぎるということで、天井部分を取りつけることはできないかということで、この図面にありますように、冷凍庫より1メートル20センチ高い位置に天井をつけて、冷暖房が効率よくできるようにするということでもあります。

あとの変更の理由につきましては、アユを生かすための井戸水を高津川清流館のほうに引き込むという工事を一部入れておまして、これは水栓等の設置であります。それから、カメラがこの地域食材供給施設のほうに設置されとるわけですが、そのカメラ

の移設、それからセキュリティー機器の設置の移設等々含めまして、トータルで308万5,560円の変更額ということになっております。

説明は以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 一、二点お伺いしたいと思います。課長さんの説明では、ショーケース買われたようでございますが、それと今度の増額については事務所の天井が設計してなかったということでもあります。それとポンプのくみ取りをするということでもあります。こんぐらいのことは初めからわかつたと思うんです。設計段階で、水が要るとか、そのショーケースが——今、入札減でどうのこうの申されましたが、もしかこれが当初の落札金額が多かったら、このショーケースは買われないというふうなことになるんじゃないかちゅうような懸念もあるんですが、天井や何かは、津和野地区が寒冷地区ちゅうのは当然わかつとるわけなんです。それで、当初の設計段階でそういうことがわからずにその見積もりをされたちゅうのが、どうも私は納得ができません。当初設計が余りにも建築に対して雑じゃないかというふうに思われます。

全て建築工事については、町の町家ステイにしましても、青原団地のストック改善工事にしましても、当初設計で見なければならぬものを、それを落として、後から設計変更で増額にされておるようではありますが、これはひとつ執行部も、当然今後のことがありますんで、このことのないように。余りこういうことが続くと看過できない、このように私は思っております。当初設計で、なぜこれが、事務所の天井ぐらいの負担は大した平米数じゃないんですが、それを見落として、今回、寒いけえ、暑いけえ、暖房施設、冷房施設のためにやるというふうな考え方自体が私はおかしいと思うんですが、その点、設計士さんはどういうふうな考えをされておるんか、課長さん、聞かれておりましたらお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 私どもがちゃんと見ていなかったというのは、確かにそのとおりでありまして、ただ今回、食品を扱う施設でございますので、それまでの加工の流れにつきましては衛生上の配慮をしなければいけないということで、そちらを注視しておりまして、事務所部分が吹き抜けであつても余り影響がないだろうと、こちらのほうで勝手に判断しておりまして。ただ、実際に寒いときにあそこで会議をしたときに、これじゃいかんなど、やっぱり吹き抜けはちょっと困りますねということで設計の方をお願いしたところでありまして、その辺は事前にもう少し注視すべきだったと思っております。

それから、リーチインショーケース、冷凍陳列棚のほうなんです。先ほど言いましたように、食品加工をできることを重視しておりまして、販売のほうはまた後で考え

ればというふうにも思っておったんですが、やはり食品のほう、加工品をつくれば、当然販売する棚も必要ということはわかってはおりましたが、設計上の金額のほうの、当初設計ではどうしても組み入れることができなかつたということでありまして、今回このような変更で組み入れることができ、逆にこちらとしてはよかつたかなと思っておるわけですが、議員さんおっしゃられるとおりに、最初から組み込むべきではなかつたかということにつきましては、その辺も、もう少し今後は気をつけて設計のほうを見ていきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第7号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第7号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第7号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第7号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、町長の給料月額を、現行は4月から3月まで10%減額をしておりますけれども、3月分の給料月額を25%減額するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。右側が改正後でございます。本条に続きまして、ただ

し書きといたしまして、「ただし、町長の平成27年3月給料月額については、条例別表に規定する額から当該額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする」というものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年3月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この案件に限ったことではないんですが、先ほどの議案の中での御説明で懲罰委員会を開く予定であるというような、いわゆる津和野町の懲罰に関することに関して、今回、町長はみずから15%カットということなんですけども、この1カ月という部分が今回示されたわけなんですけど、この町長の給与カットという部分においては、何か根拠となるようなものがあるのか、それとも根拠はないのか、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 明確な基準のようなものはございませんけれども、残念ながら昨年にも介護保険の関係の事務の手のミスがございまして、そのときにも今回と同じように、本来なら使う必要のない一般財源、税金を使わざるを得なかったということでありまして、またこれも非常に町民の皆様に御迷惑をかけたということで、その責任をあらわすということから、当時は通常のカットを15%しておりましたので、それにプラスして10%のプラスで25%、1カ月という形で給与カット提案をさせていただいたというところでありまして。そうしたところも一つの判断材料にしながら、今回は15%を上乗せ、同じく1カ月というような形の私からの判断をさせていただいたというところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの条例の一部改正につきましては、当時の町執行部の対応が不十分であったということと、そして町民の税金をこのたび使うということで、町長がみずから責任を認め、給与減額を申し出されたことを評価いたし、賛成といたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 本案件に反対者の討論を許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の討論はありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件に賛成の立場で討論をいたしますが、本付議事件につきましては、本来ならば、当時の担当職員、担当課長も、当然何らかの形で処分があるべきというふうに私は思っておりますが、当時の課長ももう退職されて、現在の課長さんは3代目でありまして、これは何ら対象の処罰にするわけにはいかないわけでありまして、行政執行の最高責任者は町長であります。職員に対しての管理責任は決して免れることはできないわけでありまして、このような案件を提起されたことは、町長も大変苦渋の選択であったというふうに私は理解しております。町長の真意を酌み取りまして、本案件に対しては賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 本案件に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第7号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第8号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第8号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ102億4,581万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、第8号議案を御説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、先ほど議決をいただきました感染症外来建設事業損害賠償請求控訴事件の和解に係るものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明いたしますので、10ページをお開きください。衛生費の保健衛生総務費でございます。委託料といたしまして、控訴裁判にかかる弁護士

委託料 21万6,000円を計上しております。それから補償補填及び賠償金といたしまして、和解に伴います損害賠償金 220万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、予備費といたしまして 41万6,000円を減額しております。

それでは、歳入のほうを御説明をいたしますので、8ページへお戻りください。地方交付税でございます。普通交付税 200万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第8号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年第2回津和野町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員